

## 第29節 ボランティア団体等支援計画

大災害により県下に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種ボランティア団体等の協力体制について、県、市町村及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによるものとする。

主な実施機関  
市町村，県（危機管理局、県民活動支援室、保健福祉政策課），  
日本赤十字社，社会福祉協議会、ボランティア団体

### 第1 ボランティア団体等の協力

県、市町村及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

### 第2 発災直後の情報提供

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

### 第3 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し，その他災害救助活動
- 3 高齢者介護，看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資，資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

### 第4 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。